（表示禁止事項）

第二十三条　食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあっては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

［一～五　略］

六　機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

イ　［略］

ロ　消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を除く。）を含むことを強調する用語

［ハ・ニ　略］

［七～九　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（表示禁止事項）

第二十三条　食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあっては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

［一～五　同上］

六　機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

イ　［同上］

ロ　第二十一条において準用する第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

［ハ・ニ　同上］

［七～九　同上］

2　［同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第八十九号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行に伴い、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

公共施設等運営権登録令施行規則（平成二十三年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
［一～二十一　略］			
二十二	信託の登録		イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する書面 ［ロ・ハ　略］

改正前

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
［一～二十一　同上］			
二十二	信託の登録		イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する書面 ［ロ・ハ　同上］